（記載上の注意）
［(1)～(3)　略］
(4)　代理人の氏名又は名称
　本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
［(5)～(10)　略］
(11)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第四号の三様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
(12)　経営上の重要な契約等
　第四号の三様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
［削る。］

(13)　株式の総数等
　第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。
［(14)・(15)　略］
(16)　大株主の状況
　a　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。以下(16)において同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

　b　［略］
［(17)～(23)　略］
(24)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
　a　［略］
　b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下bにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

　c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
　　なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
　d　b又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、

（記載上の注意）
［(1)～(3)　同左］
(4)　代理人の氏名又は名称
　本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
［(5)～(10)　同左］
［加える。］

(11)　経営上の重要な契約等
　第四号の三様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
(12)　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第四号の三様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
(13)　株式の総数等
　第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
［(14)・(15)　同左］
(16)　大株主の状況
　a　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この(16)において同じ。）の翌四半期会計期間をいう。以下この(16)において同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

　b　［同左］
［(17)～(23)　同左］
(24)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
　a　［同左］
　b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

　c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
　　なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
　d　b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、